

非常災害に係る緊急措置について

【地震発生時】の措置

大地震(震度5弱以上)が発生の場合	
1 始業前	臨時休校(登校途中の場合は学校へ向かう)
授業中	授業中止(状況により学校待機、保護者に引き渡すまで保護・監督)
放課後	下校中(帰宅します) 在校時(状況により学校待機、保護者に引き渡すまで保護・監督)
翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断をするので、 <u>臨時休校の連絡がない限り登校する。</u>	
震度4以下の地震が発生の場合	
2	学校園施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうするか判断するので、 <u>臨時休校の連絡がない限り登校する。</u>

【暴風警報】茨木市で発表時の措置

「茨木市」または「北大阪」に「暴風警報」が発表された場合のみ、下記の措置をとる。
(「大雨・洪水」等の警報が発表されている場合は、原則として通常通り登校)

1	午前7時の時点で警報発表中の場合	自宅待機
2	午前7時以降、午前9時までに警報解除の場合	解除された時点で集団登校をしてください。 平常通り授業を行います。給食はあります。
3	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休校

● 「特別警報」(大雨・暴風等)が発表された場合も、暴風警報と同様の措置を取らせていただきます。

【避難指示】【緊急安全確保】東小学校校区内の地域に発表時の措置

● 「避難指示」「緊急安全確保」が発表された場合も、暴風警報と同様の措置を取らせていただきます。

※登校後に各種警報等が発表された場合は、通学路の安全等の状況に応じて、集団下校または学校待機、保護者に引き渡すまで保護・監督の措置となります。

※メール配信がない限りは、このプリントに従ってください。(学校への問い合わせは、ご遠慮ください。)